# 入札保証金について

## 1 入札保証金の額

見積る契約金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの)(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額)の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

#### 2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付措置します。

#### 3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を 令和6年8月13日(火曜日)午後5時までに提出した場合
- (2) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は地方公共団体が証明する書面(様式3-1)を令和6年8月13日(火曜日)午後5時までに提出した場合

# 4 小切手で納付する場合

| 納付方法 | 納付場所に直接持参し、宮古農林水産振興センターが発行する保管 |
|------|--------------------------------|
|      | 証と引き替える。                       |
| 納付場所 | 沖縄県宮古農林水産振興センター2階              |
| 納付期間 | 令和6年8月13日(火曜日)午前8時30分から午前12時まで |
| 還付方法 | 入札終了後、後日還付する。                  |
|      | 領収書に記名、押印のこと。                  |

## 5 現金で納付する場合

| 納付方法 | (1) 様式3-2の債務者登録票に必要事項を記入し、令和6年8月 |
|------|----------------------------------|
|      | 13日(火曜日)午前 10 時までに、宮古農林水産振興センター  |
|      | に提出する。                           |

|      | (の) はなせ 歌 紀 玉 ご せ さい マ は 八 書き 歌 に トフ のマール の は 八 田 ゴ |
|------|---|
|      | (2)債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、次の納付場所                     |
|      | において入札保証金を納付する。                                     |
|      | (3)入札保証金の納付を確認するため、令和6年8月13日(火曜日)                   |
|      | 午後5時までに、領収書を宮古農林水産振興センターに提出す                        |
|      | る。  |
| 納付場所 | 琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 沖縄県労                        |
|      | 働金庫 農業協同組合(沖縄県内) 商工組合中央金庫那覇支店                       |
|      | 指定されたみずほ銀行  |
| 納付期間 | 納付書を交付した時から令和6年8月13日(火曜日)午後3時まで                     |
| 還付方法 | (1) 入札終了後に様式3-3の入札保証金還付請求書に必要事項                     |
|      | を記入し、宮古農林水産振興センターに郵送提出する。                           |
|      | (2) 入札保証金還付請求書の提出から約20日後に、入札保証金還                    |
|      | 付請求書に記載された口座に振り込む。                                  |

6 入札保証金に代わる担保(事前に契約担当者に相談すること。) 入札保証金は、現金による納付のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債又は地方債 担保の価値額面金額又は登録金額

は発行価値)の8割に相当する額

- (2) 政府の保証する債権 担保の価値額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるとき
- (3) 銀行又は契約担当者が確実と認める機関が振り出し、又は支払保証をした小切手担保の価値小切手金額
- (4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値 当該債権証書に記載された債権金額(定期預金債権にあっては、当該 債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者で ある銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること。)

(6) 契約担当者が確実と認める社債又は金融機関の保証

# 7 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、午前9時から午後5時までとします。